

戸籍謄抄本等の郵便請求用紙

平成 年 月 日

請求者	住所	郵便番号 〒				
	氏名	(印)	電話(日中連絡がつくもの)			
必要な方の	本籍	鳥取県東伯郡三朝町 番地				
	筆頭者		抄本のときは ほしい人の名前			
必要な証明	戸籍(謄・抄)本	1通 450円	通	住民票の写し	1通 300円	通
	除籍(謄・抄)本	1通 750円	通	身分証明書	1通 300円	通
	改製原戸籍(謄・抄)本	1通 750円	通	住民票記載事項証明	1通 300円	通
	戸籍の附票(謄・抄)本	1通 300円	通			
	どのような証明が必要かお書きください。(例:〇〇の <u>出生から死亡までの戸籍</u> 、××の <u>現在戸籍等</u>)					
証明を受ける人と請求者の関係						
請求理由		パスポート・相続・登記・就職・婚姻・年金手続 その他()				
戸籍届出		2週間以内に戸籍届出をされた方は「いつ」「どのような届出」をされたか下にお書きください。				

郵便請求のご案内

- ① 手数料は**定額小為替**(郵便局で購入できます)を同封して下さい。
- ② **本人確認のできる書類**(氏名・住所の明記されている、運転免許証、健康保険証などの写し)を同封してください。
- ③ **返信用封筒**に宛名を記入し**82円分の切手**を貼って同封してください。(請求される通数が増えますと料金がかかります。その場合には余分に切手を入れて下さい。) **送付先は、請求者の住民登録地に限ります。**
- ④ 上記①～③を同封し、戸籍請求は本籍地、住民票請求は住所地の市区町村に送付してください。住民票等(住民票、住民票記載事項証明書、身分証明書)の証明書発行手数料は自治体によって異なりますので、請求先の自治体にお問い合わせください。
- ⑤ 通常、返送までに1週間程度かかります。状況により日数は前後しますが、**お急ぎの方は速達**にてご請求ください。

注 意 事 項

- ・ 筆頭者は、主に**夫婦の名字が変わらなかった方**になりますが、特別の事由により**異なる場合もあります。**
- ・ **謄本**とは、その戸籍(夫婦とその子供)の全部を写したもの、**抄本**とはその戸籍の一部(1人等)を写したものです。
上記必要な証明の(謄・抄)のどちらか選び、○で囲んでください。
- ・ **本人以外が請求される場合**、「送っていただく必要書類が増える」、「証明の発行ができない」場合があります。
- ・ 定額小為替はできるだけご請求分のみ同封してください。所定の金額を超えて同封された場合、定額小為替での返金が困難になり、**端数は切手にてお返しする場合があります。**予めご了承ください。
- ・ ご不明な点や請求に関するご相談等は、事前に下記担当課へお問い合わせください。

(問合せ先) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2

三朝町役場 町民税務課 (tel)(直通)0858-43-3505